

平成14年度第1回：農協系統の事業・組織に関する検討会議事要旨

1. 時間：平成14年4月10日（水） 14：00～16：30

2. 場所：農林水産省3階第1特別会議室

3. 出席者：委員

奥村 一則	富山県・農事組合法人サカタ二農産代表理事
岸 康彦	（財）日本農業研究所研究員
後藤 康夫	農林水産長期金融協会会長
佐藤 晴登	J A 山形おきたま代表理事組合長
佐藤三千男	読売新聞論説委員
森本 一仁	熊本県・農業者
山田 俊男	全国農業協同組合中央会専務理事
和田 正江	主婦連合会会長
専門委員	
篠塚 勝夫	全国農業協同組合中央会常務理事
堀 喬	全国農業協同組合連合会専務理事
オブザーバー	
原田 睦民	全国農業協同組合中央会会長
大池 裕	全国農業協同組合連合会会長
農林水産省	
農林水産大臣、経営局長、審議官、協同組織課長、金融調整課長 経営・組織対策室長	

4. 議題：農協改革の実施状況等について

5. 議事内容

全中、全農から資料について説明を受けた後、自由討議に入った。

委員等からの主な意見

【農協改革の実施状況について】

- ・ 生産資材の低コスト対策について目に見える効果が出ていない。農家組合員をお客様として大切に扱うことが大事。このまま農協が改革を先延ばししていくと、組合員が誰もいなくなってしまう。
- ・ やるべきビジョンをしっかりと立ててそのための取組を行っていくことが必要。農協改革のペースが遅い。
- ・ J A グループでは、経済刷新委員会等いろんな場で農協改革の検討が行われているが、公開性が不十分。これまでの体質は変わっていないのでは。
- ・ 農協は必要だと思っているが、歯がゆい思いでみている、21世紀型のもう一つの農業団体があったほうが、競争が生まれ、改革のスピードは上がるのでは。
- ・ 経営陣のトップ以下、農協改革の意識はどれくらいあるのか疑問。それを農家組合員へ伝えていく体制をどうしていくのか。
- ・ 合併農協について、いい例もあるのだろうが、7年もたつのに効果が出ていない例もある。人事制度にも問題があり、販売事業の経験のない者を担当課長や支

店長にするなど、不適切な人材配置が行われている。

- ・ 農協系統から組合員への情報伝達が不十分、あるいは、歪んだ形で情報が伝えられている。
- ・ 農協は、農業者のための強いパートナーであって欲しい。
- ・ 前回、大口利用者への値引き等の対応も大事と指摘したが、系統からは、今は財源がないので難しいという発言があり、残念な思いをした。
- ・ 購買事業についてはなかなか効果が出ない、いつまで待ったら効果がでるのか。
- ・ 経済事業の組織2段に賛成してきたが、今は、反省もしている。共済、信用事業は中央集権でよいのかもしれないが、経済事業については、地域のエネルギーを十分吸い上げるようなものにしないとうまくいかないのではないかと。全農については、地方との人事交流が大切だし、そのためには、給与体系の統一が必要。理事についても、地方からの登用が大事。
- ・ 全農グループが活力を失わないために、今度できる経営管理委員会に期待している。

【全農チキン問題について】

- ・ 消費者の中には、農協の商品だから安心という思いがあったが、今回の事件で、農協の商品だけ大丈夫かに変化している。
- ・ 消費者を裏切ったことも問題だが、協同組織の原点である組合員の負託を裏切ったことの方が重大な問題。
- ・ 協同会社は、会社と農協の両方の長所を持つと説明されていたが、商社の悪いところと農協の悪いところを合わせたようなものとなっているのではないかと。
- ・ 今回の事件は表示の問題ではあるが、むしろもっと根底的な協同会社のガバナンス、機構の問題への対応が大事
- ・ 数量が限定されてしまう差別化商品については、そもそも急に取引の増減はできない性質のものであり、本来的に欠品がでてしまうことについて、消費者の理解も必要。生協と農協は、本来、十分に話し合えるはず。両者は、そういう関係にあるし、そうすべき。
- ・ 契約を守ることにしか考えていなかったというのが、食を扱うものとしての使命感、自覚に欠けているのではないかと。
- ・ 今回の事件は、法律を守るという以前の問題である。消費者を欺かないという当たり前のことが大切。コンプライアンスは当然必要だが、「法律に違反しなければ何をしてもよい」と安直な発想になることをおそれる。
- ・ 地元の農業者からは、「有機無農薬米を何十年も作っているが、今回のような問題が起きたことはない」と指摘を受けた。やはり、農業の苦労を実感したことのない者だからこんな事件を起こすのではないかと。
- ・ 県域ごとの販売事業の性格の違いもあることから、全農が協同会社の整理統合を行うに当たっては、地域と十分な議論をして進めてもらいたい。
- ・ 本当に農業をやったことのある者が役員となり、農業者の思いを経営に反映させなければダメだ。
- ・ 雪印等の会社による虚偽表示事件がでたころには、やっぱり産直でなければと

思ったが、それが裏切られた。草の根でできてきた生産者と消費者の信頼形成の動きをつぶすもの。

- 消費者運動として、表示の改善・充実を求めてきた結果、J A S法が改正され、表示の範囲も広がったが、そのスピードにチェック体制がついていけなかったのではないかと考えている。
- 表示の問題は、都市部だけではなく、農村地域でも大きな問題となっている。J A S法、食衛法、景表法と表示に関する法制度が複雑に絡み合っているので、生産者にも分かりやすいものにしてほしい。
- 一連の虚偽表示事件でブランドの信頼を失った訳だが、食と農に対する国民の関心がこれほど高まっているときはない。したがって、国民の信頼を回復できるような対策のやり方次第では、逆に、消費者から大きな信頼を得られるチャンス。拙速にやって再び間違いを起こすより、じっくりと取り組むべき。
- 農水省の職員も現場の実情を十分肌身に感じて農政をやって欲しい。
討議の後、次回開催の日程につき説明を行い、閉会した。